

落札者決定基準に関する質問への回答

令和7年3月7日までに受け付けた質問に対して回答します。

No.	ページ	章	番号	項（ ）	その他	質 問	回 答
001	001	第 2	1			本案件は「金額及び提案内容等を総合的に評価する方式（総合評価落札方式）を採用する」とありますが、通常の総合評価案件と同様に「低入札価格調査基準価格」は適用されますでしょうか。ご教示下さい。	低入札価格調査基準価格は適用されません。
002	001	第 2	1			上記質問0No.1で「適用される」との回答の場合、本案件のような工事業務と設計業務の両方が含まれた案件における「調査基準価格の算定方法」をご教示下さい。	－
003	001	第 2	1			上記質問No.1で「適用されない」との回答の場合、「失格判断基準（設計金額における各費目の比率）」は適用されますでしょうか。ご教示下さい。	失格判断基準は適用されません。
004	001	第 2	1			上記質問No.3で「適用されない」との回答の場合、入札金額には失格と判断される金額の下限値は無いという認識でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	御理解のとおりです。
005	003	第3	3	(1)		加算審査の評価項目及び支店について 評価項目：軟弱地盤処理工事の実績が豊富であること。とは、 ①（様式16）施工技術者の配置、資格及び実績について（加点審査用）に記載した技術者の実績・資格で評価されるのでしょうか。具体的に実績というのは軟弱地盤処理工事の施工件数でしょうか。それとも施工規模でしょうか。 ②（様式16）にJV代表者以外のメンバーの軟弱地盤処理工の実績を記載しても加点評価をしていただけるのでしょうか。 ③会社としての同種工事の実績・規模は評価項目として含まれるのでしょうか。その場合、別紙提案書に記載して提出すればよろしいでしょうか。	軟弱地盤処理工事の実績については、施工技術者（代表企業以外の会社も含む）や会社としての実績（面積、件数、金額等）等を含みます。様式16及び提案書に必要な記載をお願いします。
006	001	第 2	3			検討委員会は、入札金額とそれに含まれる工事内容に対する審査・評価は行うのでしょうか。	検討委員会は、価格と内容を審査・評価します。
008	002	第 3	1			現在の与条件では、見積に含める工事内容が具体的に統一されておらず、入札金額も応札各社により、大きくばらつくことが予想されます。見積条件が統一されない状況で、どのように客観的に評価されるのか、ご教示ください。	本事業は、設計・施工一括発注のため、設計により、入札金額にばらつきがあることは想定しております。価格だけでなく、内容についても落札者決定基準により審査します。
009	002	第 3	1			「入札金額が予定価格を超えている場合は失格とし・・・」との記述があります。工事契約前には詳細の調査等が不可能な状況にあり、工事契約後の調査・設計によって工事業務内容の詳細が確定していく中で、予定価格を超える金額になる可能性があります。その場合は工事価格は変更契約されとの認識で良いかご教示願います。	事業契約書案第16条、第17条、第18条等に該当すれば、変更契約の対象となります。
010	002	第 3	3	(1)		提案内容の加点審査の項目は、「期限内の竣工が可能な地盤改良整備」、「環境や安全に配慮した地盤改良整備」、「その他」ですが、様式15-1～15-3には「事業実施体制に関する提案書」、「設計に関する提案書」、「工事に関する提案書」が記載されています。提案する内容は前者でしょうか。	様式15-1～15-4に、加点審査の評価項目及び視点を踏まえた提案を記載していただくよう、お願いします。